

議会基本条例特別委員会（第18回）要点録

1 日 時 平成23年7月4日(月)9:28～11:30

2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、  
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子、  
藤井義明（傍聴議員）

3 欠席委員 なし

4 場 所 第1委員会室

5 内 容

委員長…「前回を踏まえた逐条解説改正案」について。

「前文の解説」について。「地方自治体」の用語説明を追加した。

I委員…「普通地方公共団体」の「普通」は必要か。

事務局…一部事務組合などの「特別地方公共団体」と区別して付けました。

B委員…正式には「普通」はあったほうがよい。

A委員…同じ。

委員長…改正案とする。

（了承）

委員長…「1条の解説」について。前回、大分市議会を参考に、との意見であった。

事務局…逐条解説の全体を通し、次のようにしています。「定めます」を「定めていま

す」に変更。2名の委員からの案がある場合はA案、B案として併記。大分市議

会を参考とした用語説明は※の部分です。第1条の解説は、お一人の委員の改正

案を基にしています。

委員長…改正案とする。

（了承）

委員長…「2条から4条の解説」について。「定めています」に統一。改正案とする。

（了承）

委員長…「5条の解説」について。

事務局…前回の案には、条文の繰返しに過ぎない、との御意見がありました。2委員

の案を併記し、用語説明を追加しました。

D委員…A案。

H委員…A案。

F委員…A案。

A委員…A案。

G委員…A案。

B委員…A案。

I委員…B案。

C委員…A案。ただし「また、議会運営に・・・」以降が不要。

委員長…A案。ただし「また、議会運営に・・・」以降を削る。

(了承)

委員長…用語解説は改正案とする。

(了承)

委員長…「6条の解説」について。

事務局…2委員の案を併記し、用語説明を追加しました。

D委員…B案。

I委員…A案。

H委員…A案。

E委員…A案。

F委員…A案。

A委員…A案。

G委員…A案。

C委員…A案。ただし「また、議員は自らの・・・」以降は不要。

委員長…A案とする。

(了承)

委員長…解説は改正案とする。

(了承)

A委員…市民の受ける印象を考え「福祉」の用語説明を変更できないか。

G委員…総合計画に同じ解説があったと思う。

事務局…総合計画に同様の表現があります。

委員長…A案とする。「また、議員は自らの・・・」以降も残す。

(了承)

委員長…「7条の解説」について。

事務局…2委員の案を併記しました。

D委員…A案。

H委員…A案。

G委員…A案。

B委員…A案。

A委員…A案。

E委員…A案。

I委員…B案。

C委員…B案だが「盛衰」が分かりにくい。A案なら「責任を担わなければ」では。

F委員…両案をまとめることはできないか。いずれも少し足りない気がする。

委員長…A案とする。ただし「責任を担わなければ」とする。

(了承)

委員長…「8条の解説」について。

D委員…「同志的集合体」という言葉があるか。

事務局…用語辞典を参考としました。

H委員…改正案。

I委員…改正案。

E委員…「同一理念をもつ・・・」としてはどうか。

G委員…京丹後市の「政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成されています。」の表現がよい。

A委員…会派の人数などについては別に定めがあれば、記載すべき。

事務局…会派については内規で定められています。

D委員…G委員の案がよい。

H委員…同じ。

E委員…同じ。

F委員…同じ。

A委員…同じ。

委員長…「会派は、政策を中心とした同一理念を持つ議員により構成されています。」とする。また「別に定めています。」を追加する。

(了承)

委員長…「9条の解説」について。「定めています」に統一。改正案とする。

(了承)

委員長…「10条の解説」について。

事務局…委員の案を基にしました。

D委員…改正案がよい。

H委員…改正案がよい。

E委員…改正案がよい。

F委員…「議会を代表しての・・・対応などを行います。」を後に移しては。

I委員…同じ。

B委員…「対応などで」とすればよいのでは。

C委員…前半の段落は素案、後半の段落は改正案がよい。

D委員…改正案がよい。ただし「対応などで」とする。

H委員…同じ。

委員長…「議会を代表しての・・・対応など」を削除してはどうか。

(了承)

委員長…「11条の解説」について。

事務局…本文を簡素化し、用語説明を追加しました。

C委員…改正案。

G委員…改正案。

A委員…改正案。

D委員…改正案。

H委員…改正案。

E委員…改正案。

F委員…改正案。

B委員…「公聴会を積極的に活用し・・・」「請願は政策提言として扱う・・・」を追加。

I委員…「笠岡市議会はこのように請願を受けています。」など、請願が市民の権利としてできることを分かり易く表現できないか。

F委員…市民が直接、委員会で請願を説明できることを記すべきでは。

委員長…市民による請願の説明は11条の4項にある。改正案とする。

(了承)

委員長…「12条の解説」について。「定めています」に統一。改正案とする。

(了承)

委員長…「13条の解説」について。

事務局…2委員の案を併記しました。

C委員…A案、ただし「や情報公開」を削除。

B委員…A案、ただし「情報公開」は「情報提供」に変更がよい。

G委員…A案。

A委員…A案。

D委員…B案。分かりやすい。

H委員…B案。

F委員…B案。

I委員…B案。

委員長…若干B案が多い。

B委員…B案なら「動きは分かっている」の表現を変更。「情報提供」を追加。

委員長…B案の「市長や執行部の動きは分かっている」を削除する。

(了承)

委員長…「14条の解説」について。「定めています」に統一。改正案とする。

(了承)

委員長…「15条の解説」について。

事務局…反問権の解説を、という御意見を受け、「議員に対する逆質問」としました。

C委員…改正案。

B委員…改正案。

G委員…改正案。

A委員…改正案。

D委員…改正案。

委員長…改正案とする。

(了承)

委員長…「16条から19条の解説」について。「定めています」に統一。改正案とする。

(了承)

委員長…「18条の解説」について。

事務局…前回、議会の議決権について制限列举としているのは法定受託事務のためか、との御質問がありました。自治法抜粋の下線部に、議決事件を別に定める場合には「法定受託事務に係るものを除く。」とあります。ただし、法定受託事務（生活保護、国政選挙など）には市独自の基準は作れませんが、予算審査を通して関与することが可能です。

委員長…「20条の解説」について。

事務局…「笠岡市議会政務調査費の交付に関する条例」と政務調査費の用途についての記述を追加しました。

C委員…「内規で」は不要。

B委員…「内規で」は不要。

A委員…「内規で」があつたりなかったりしているので、統一すべき。

委員長…次回までに精査する。

「21条の解説」について。「定めています」に統一。改正案とする。

(了承)

委員長…「22条の解説」について。

事務局…前回の御意見を受け、「少なくとも一つの常任委員会になる」の表現を改めました。

C委員…改正案。ただし「置かれています。」がよい。

G委員…同じ。

A委員…同じ。

D委員…同じ。

H委員…同じ。

E委員…同じ。

F委員…同じ。

事務局…条例に「特別委員会」の具体的な定めはなく、「及び常任委員会」を削るべきと考えます。

委員長…事務局案とする。ただし「及び常任委員会」を削除する。また「置かれています。」とする。

(了承)

委員長…「26条の解説」について。

事務局…「笠岡市特別職報酬等審議会」の用語説明を追加しました。

F委員…用語説明の「置かれるものです。」は「置かれています。」ではないか。

事務局…必要に応じ設置される審議会で、常時設置されていないのでこうしました。

委員長…改正案とする。

(了承)

委員長…「27条の解説」について。

C委員…改正案。

G委員…改正案。

A委員…改正案。  
D委員…改正案。  
H委員…改正案。  
E委員…改正案。  
F委員…改正案。  
I委員…改正案。  
委員長…改正案とする。

(了承)

委員長…「29条の解説」について。「官報、公報」の用語説明を追加した。

C委員…改正案。  
G委員…改正案。  
A委員…改正案。  
D委員…改正案。  
H委員…改正案。  
E委員…改正案。  
F委員…改正案。  
I委員…改正案。

B委員…市の広報は入れないのか。

事務局…ここの「公報」は「広報かさおか」のような噛み砕いたものではありません。

委員長…改正案とする。

(了承)

委員長…その他。

C委員…解説が不要な条があるのではないか。

委員長…逐条解説なので不要と思われる条の解説もあえて入れている。

紙面の都合から「議会だより」へは条例、解説を交互に掲載したい。

(了承)

事務局…政治倫理条例案第4条では公職選挙法など法律について、第5条では「就業等の報告義務」の地方自治法92条の2の記述について脚注を追加しました。

委員長…政治倫理条例については条文が分かり易いので、逐条でなく脚注形式とした  
い。事務局案とする。

(了承)